

静 測 協 第 6 2 号
令和 7 年 1 月 2 4 日

非会員 様

(一社)静岡県測量設計業協会
会 長 服 部 剛 明

「土木積算 S・E」資格更新手続きのご案内について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、土木積算 S・E 要領第 9 条第 1 項の規定により「土木積算 S・E 証」の有効期限は 3 年となっています。

令和 7 年度の更新対象者は、資格の有効期限が、令和 7 年 3 月 3 1 日までの者で、かつ令和 4 年度から令和 6 年度までの間に開催した定期講習会修了者としてします。

今回の更新対象者は別紙のとおりです。添付の「土木積算 S・E 証交付申請書」を **2 月 1 4 日（金）まで**に、期限厳守でご提出くださるようお願いいたします。

なお、更新費用として、1 人 5, 0 0 0 円を後日請求いたしますのでご了承ください。

おって、更新手続きにあたり、下記事項にご留意下さい。

敬具

記

1. 更新日は令和 7 年 4 月 1 日とします。
2. 更新講習会未受講のため、更新対象とならない者は、別紙のとおりです。
なお、令和 7 年度中に開催する更新講習会を受講すれば、令和 8 年度から資格回復します。**受講しないときは資格失効となりますのでご注意ください。**
3. 更新対象者（別紙）等で、会社移動（変更届）又は退職者で今後 S・E 資格関連業務に従事しない者（返戻届）は、添付の用紙により、S・E 証を添えて手続きくださるようお願いいたします。
4. その他
 - （1）別紙の更新対象者一覧表は、S・E 資格登録台帳より転記したものです。記入間違い等ありましたらご連絡ください。
 - （2）静岡県の入札参加資格指名業者であることが S・E 資格関連業務に従事出来る条件となりますので、これをご了承の上手続きをお願いいたします。（建設関連業務委託の入札参加資格申請については県ホームページ等をご確認ください。）
 - （3）その他、不明なところがありましたら、当協会までお問い合わせください。
(Tel 0 5 4 - 2 5 2 - 0 3 2 2)

以上

資格更新のための留意事項

1. 土木積算 S・E の資格の有効期限は 3 年となっており、この間に(一社)静岡県測量設計業協会が指定する定期講習会を 1 回以上受講した者でなければ、「土木積算 S・E」の資格の更新は出来ません。

期限内に定期講習会を受講出来なかった者は、期限が切れた当年 1 年に限り、定期講習会を受講することで、翌年度より資格を回復することが出来ます。

2. 氏名、現住所、所属事業所等に変更がある場合は、速やかに資格保持者が「様式 9 号の変更届」を提出してください。 届出がないと、手続等のご案内ができません。

3. 資格更新の申請手続きについては、(一社)静岡県測量設計業協会より、対象となる「土木積算 S・E」の所属事業所宛に、申請期限を定めて通知します。

期限内に申請手続きをしなかった場合、1 年間「土木積算 S・E」の交付を受けられなくなりますので十分注意してください。

4. 定期講習会は、積算業務に必要な歩掛りの変更説明会を兼ねておりますので、積算業務に従事する方は必ず受講するようお願いいたします。

申請書提出期限

令和 7 年 2 月 1 4 日(金)までに郵送してください。(期限厳守)

※個人情報保護のため、メールによる提出は禁止。

申請書提出先

〒420-0858 静岡市葵区伝馬町 9 番地の 7 (塚本ビル 2 階)
一般社団法人静岡県測量設計業協会

旧・土木積算 S・E 証の返戻

令和 7 年 4 月 1 日以降の早い時期に、(一社)静岡県測量設計業協会に返戻していただきますので、破棄または紛失等しないよう大切に保管しておいてください。

なお、返戻時期については、改めてお知らせします。

お願い

申請書に間違いや入力もれがないか、確認してから提出してください。

最終表の事業所在地、会社名、代表者氏名は入力(ゴム印)のこと。

法人の角印・丸印は省略可。